

保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第57号

保健所長委任規則の一部を改正する規則

保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則第32号の9及び第32号の10を削り、本則第32号の8中「第12条第1項」を「第14条第1項」に改め、同号を本則第32号の10とし、本則第32号の7を削り、本則第32号の6中「第10条」を「第12条」に改め、同号を本則第32号の9とし、本則第32号の5中「（平成15年名古屋市条例第5号）第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同号を本則第32号の6とし、同号の次に次の2号を加える。

(32)の7 名古屋市旅館業法の施行等に関する条例第11条第5項による営業計画の変更に関すること。

(32)の8 名古屋市旅館業法の施行等に関する条例第12条による指導及び勧告に関すること。

本則第32号の4の次に次の1号を加える。

(32)の5 名古屋市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年名古屋市条例第5号）第11条第2項による書類の受理に関すること。

本則第35号の5中「名古屋市公衆浴場法施行細則」を「名古屋市公衆浴場法等施行細則」に、「第9条」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。